

最高裁秘書第2440号

平成30年6月8日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

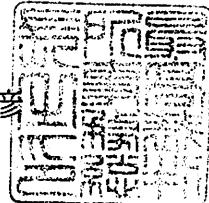
諮問番号 平成30年度（最情）諮問第14号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

平成30年6月7日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



### 理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

#### 1 諒問日等

##### (1) 諒問日

平成30年6月7日

##### (2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした開示の判断に対し、開示された司法行政文書以外にも、本件対象文書に該当する司法行政文書が存在すると思われる旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

#### 2 理由

##### (1) 開示申出の内容

裁判官が所持する裁判書の写し等の廃棄に関する申合せ（平成29年12月18日高等裁判所長官申合せ）（以下「本件申合せ」という。）を作成するに至った経緯が分かる文書

##### (2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成30年5月17日付けで開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### (3) 最高裁判所の考え方及びその理由

本件開示文書以外の文書については、本件申合せが作成されたことにより不要となったことから、廃棄済みである。よって、原判断は相当である。